

第33回全国有床診療所連絡協議会総会

令和2年10月11日(日)
ホテルオークラ福岡

| | |
|-------------|----------------------|
| 10:00～ | 受付開始 (4F ホワイエ) |
| 10:30～11:10 | 常任理事・役員合同会議 (4F 平安Ⅱ) |

総会・講演 (4F 平安Ⅱ)

| | | |
|-------------|--|---|
| 11:20～12:00 | 総合司会：福岡県有床診療所協議会副会長 | 亀山 博生 |
| | 総 会 | |
| | 1. 開会の辞 福岡県有床診療所協議会理事 福岡ブロック産婦人科医会会長 | 藤 伸 裕 |
| | 2. 挨 拶 (1) 第33回全国有床診療所連絡協議会総会会長 (2) 全国有床診療所連絡協議会会长 | 原 速 鹿子生 健一 |
| | 3. 議 事 議 長：福岡県有床診療所協議会顧問 | 八田 喜 弘 |
| | (1) 議事録署名人指名 (2) 報 告 ①令和元年度庶務事業報告 ②令和元年度決算について ③令和2年度診療報酬改定に対する評価について ④令和2年新型コロナ禍アンケート調査結果について ⑤その他 (3) 協 議 ①会長交代及び会則改正に関し承認を求める件 ②監事の選出および新役員について承認を求める件 ③令和2年度事業計画(案)に関し承認を求める件 ④令和2年度收支予算(案)に関し承認を求める件 ⑤災害見舞金に関し承認を求める件 ⑥その他 | (資料1) (資料2) (資料3) (資料4-1、4-2) (資料5) (資料6-1、6-2) (資料7) (資料8) (資料9) |
| | 4. 次期開催県会長挨拶 第34回全国有床診療所連絡協議会総会会長 徳島県医師会副会長 | 森 俊 明 |
| | 5. 閉会の辞 福岡県有床診療所協議会監事 | 野口 碩雄 |
| 12:00～13:00 | 講 演 「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の これまでの経過と対応について」 講 師：久留米大学医学部感染制御学講座主任教授 座 長：福岡県有床診療所協議会理事 | 渡邊 浩 井上 隆 |
| 13:00～14:30 | 懇談会 (4F 平安) | |

全国有床診療所連絡協議会 令和元年度庶務事業報告

1. 会員数 2,310名 (令和2年3月31日現在)
2,378名 (平成31年3月31日現在)

2. 会議

1) 定時総会 : 令和元年 7月27日・28日 (群馬)
1日目 12時00分～常任理事会・役員会・総会・講演・懇親会
2日目 9時00分～特別講演・シンポジウム

2) 常任理事会 : 令和元年 6月 9日 (東京)
10時30分～ 東京国際フォーラム

令和元年 7月27日 (群馬)
12時00分～ ホテルメトロポリタン高崎

令和元年11月17日 (東京)
13時00分～ T K P品川カンファレンスセンター

3) 役員会 : 令和元年 6月 9日 (東京)
13時00分～ 東京国際フォーラム

令和元年 7月27日 (群馬)
12時50分～ ホテルメトロポリタン高崎

令和元年12月 1日 (東京)
10時30分～ A P品川アネックス

4) 会計監査 : 令和元年 6月 2日 (福岡)
18時00～ オリエンタルホテル福岡

5) その他

有床診療所の活性化を目指す議員連盟総会 : 平成31年 4月11日

羽生田たかし推薦団体打合せ会 : 令和元年 5月 7日

群馬総会打合せ : 令和元年 5月23日

有床診セミナーについて打合せ : 令和元年 6月 9日

有床診療所の活性化を目指す議員連盟総会 : 令和元年 6月20日

根本厚生労働大臣へ議連提言書申し入れ : 令和元年 6月26日

| | |
|---------------------------------|--------------|
| 加藤厚労大臣・橋本副大臣・自見政務官 へ挨拶 | : 令和元年 9月19日 |
| 全国有診協若手医師の会 | : 令和元年 9月29日 |
| 第14回国民医療推進協議会総会出席 | : 令和元年10月 8日 |
| 有床診療所の活性化を目指す議員連盟総会 | : 令和元年10月24日 |
| 厚労省医療課訪問 | : 令和元年10月24日 |
| 「有床診療所の日」 JCOA共催講演会 | : 令和元年12月 1日 |
| 国民医療を守るための総決起大会参加 | : 令和元年12月 6日 |
| 秋野公造参議院議員と懇談 | : 令和元年12月 7日 |
| 厚労省とスマリソル補助金について意見交換 | : 令和元年12月12日 |
| 公明党厚労部会・社会保障制度調査会・医療制度委員会合同会議出席 | : 令和元年12月13日 |
| 次年度厚労省老人保健健康増進等事業について 打合せ | : 令和2年 1月10日 |
| 田那村宏副会長お通夜参列 | : 令和2年 1月27日 |
| 厚労省医政局地域医療計画課と意見交換 | : 令和2年 2月 6日 |
| 厚労省より外来医療の検討に関する説明 | : 令和2年 3月12日 |

6) 外部委員会

- ・ 日医 有床診療所委員会（鹿子生会長、松本専務理事）
- ・ 日医 診療報酬検討委員会（正木常任理事）
- ・ 日医 医業税制検討委員会（小林副会長）
- ・ 日医 地域包括ケア推進委員会（長島常任理事）
- ・ 日医 医師会共同利用施設検討委員会（猿木副会長）
- ・ 厚労省 在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ（猿木副会長）
- ・ 厚労省 医療勤務環境改善マネジメントシステムに基づく医療機関の取組に対する支援の充実を図るための調査・研究委員会（長島常任理事）
- ・ 厚労省老人保健健康増進等事業 有床診療所と介護支援専門員との円滑な連携に向けた調査研究事業検討委員会（鹿子生会長、木村常任理事、原常任理事）

令和元年度 全国有床診療所連絡協議会收支決算書

自 平成31年4月 1日
至 令和2年3月31日

収入の部

| 款項 | 令和元年度予算 | 令和元年度決算 | 比較 | | 備考 |
|------------|-------------|-------------|----|-----------|--|
| | | | 増 | 減 | |
| 第1款 会費 | 43,530,000 | 41,930,000 | | 1,600,000 | (北海道) 2,850,000円 (青森) 870,000円 (岩手) 570,000円 (秋田) 510,000円 (福島) 470,000円 (茨城) 950,000円 (栃木) 1,010,000円 (群馬) 720,000円 (埼玉) 1,340,000円 (千葉) 840,000円 (神奈川) 660,000円 (山梨) 330,000円 (長野) 440,000円 (富山) 270,000円 (石川) 640,000円 (岐阜) 1,030,000円 (静岡) 720,000円 (三重) 630,000円 (滋賀) 560,000円 (兵庫) 940,000円 (和歌山) 430,000円 (鳥取) 280,000円 (島根) 470,000円 (岡山) 1,220,000円 (広島) 1,740,000円 (山口) 1,190,000円 (徳島) 1,150,000円 (香川) 850,000円 (愛媛) 1,340,000円 (高知) 440,000円 (福岡) 3,450,000円 (佐賀) 2,090,000円 (長崎) 2,300,000円 (熊本) 2,810,000円 (宮崎) 1,920,000円 (鹿児島) 3,020,000円 (沖縄) 420,000円 (個人会員) 470,000円 |
| 第2款 雜収入 | 1,000 | 570 | | 430 | 預金利息 |
| 第3款 前年度繰越金 | 81,049,257 | 81,049,257 | | | |
| 合計 | 124,580,257 | 122,979,827 | | 1,600,430 | |

支出の部

| 款項 | 令和元年度予算 | 令和元年度決算 | 比較 | | 備考 |
|------------|-------------|-------------|------------|------------|---|
| | | | 増 | 減 | |
| 第1款 会議費 | 30,000,000 | 13,456,994 | | 16,543,006 | 総会補助金(送料含む) 5,000,000円 会計監査、常任理事会(3回) 役員会(3回) |
| 第2款 広報活動費 | 7,000,000 | 1,685,566 | | 5,314,434 | 日医及び行政他との懇談会等 |
| 第3款 議連関連費 | 4,000,000 | 3,370,915 | | 629,085 | 自民党議連総会及び勉強会等 |
| 第4款 IT関連費 | 4,000,000 | 1,654,956 | | 2,345,044 | ホームページ保守・管理料・更新料 |
| 第5款 調査研究費 | 3,000,000 | 825,020 | | 2,174,980 | 有床診療所に関する調査研究等 |
| 第6款 印刷費 | 6,000,000 | 230,500 | | 5,769,500 | 年賀状他 |
| 第7款 消耗品費 | 3,000,000 | 437,448 | | 2,562,552 | 複合機トナー・ドラム、宛名ラベル、用紙他 |
| 第8款 通信費 | 3,000,000 | 747,775 | | 2,252,225 | 電話、電報、送料、インターネット利用料 |
| 第9款 交通費 | 500,000 | 20,700 | | 479,300 | タクシーチケット |
| 第10款 給与費 | 8,000,000 | 5,078,178 | | 2,921,822 | 委託料、法定福利費、事務職員給与、アルバイト料 |
| 第11款 渋外費 | 3,000,000 | 1,215,900 | | 1,784,100 | 生花他 |
| 第12款 事務室経費 | 2,000,000 | 653,217 | | 1,346,783 | 家賃、光熱費他 |
| 第13款 雜費 | 200,000 | 133,386 | | 66,614 | 振込手数料他 |
| 第14款 予備費 | 50,880,257 | 0 | | 50,880,257 | |
| 支出合計 | | 29,510,555 | | | |
| 繰越金 | | 93,469,272 | 93,469,272 | | 次年度繰越金 |
| 合計 | 124,580,257 | 122,979,827 | | 1,600,430 | |

以上のとおり相違ないことを証明します。

令和2年 6月16日

会計監査理事 高柳和弘

吉賀攝

剩余金

93,469,272円



令和2年度診療報酬改定に対する評価

今回の診療報酬改定率に関しては、診療報酬+0.55%が確保でき、厳しい改定財源が予想された中では評価できると考える。しかし、今回も薬科引き下げ(-1.01%)財源が技術料として診療報酬本体に戻すことが十分でなく、残念であった。

【有床診療所関係の主な改定項目】

① 有床診療所一般病床初期加算

1日につき100点、7日を限度 ⇒ 1日につき150点、14日を限度

② 医師配置加算

- ・医師配置加算1: 88点 ⇒ 120点
- ・ " 2: 60点 ⇒ 90点

③ 看護配置加算

- ・看護配置加算1: 40点 ⇒ 60点
- ・ " 2: 20点 ⇒ 35点

④ 夜間看護配置加算

- ・夜間看護配置加算1: 85点 ⇒ 100点
- ・ " 2: 35点 ⇒ 50点

⑤ 看護補助配置加算

- ・看護補助配置加算1: 10点 ⇒ 25点
- ・ " 2: 5点 ⇒ 15点

⑥ 医師事務作業補助体制加算(新設)

⑦ 有床診療所緩和ケア診療加算: 150点 ⇒ 250点

今回の診療報酬改定に際し、全国有床診療所連絡協議会として日医に10項目の要望書を提出したが、その中で上記①～⑥の6項目もの要望を実現させることができた。

① 有床診療所一般病床初期加算は満額の要望実現となったが、有床診療所療養病床の「救急・在宅等支援病床初期加算」の評価はなかった。前2回の診療報酬改定で有床診療所療養病床への評価を十分いただけていなかつたこともあり、この療養病床の初期加算の要望実現を強く主張したが、厚労省としては、今改定では病院も含めて療養病床への評価は考えていなかつたようで、残念な結果であった。次期改定では再度要望していきたいと考えている。

② 医師配置加算の評価に関しては、昨年11月27日の中医協で有床診療所関連の協議がされた際、厚労省は医師3人以上配置している有床診療所数を示し、この体制にある医療施設の評価を考えていることが危惧された。日医総研の有床診療所アンケート調査では医師配置3人以上の医療施設の利益率(4.1%)は比較的良好で、それに対し医師配置2～2.9人の医療施設の利益

率(2.2%)は低く、経営環境困難な状況にあるため、早急の対応として 12 月 13 日に公明党厚生労働部会を参議院議員会館で開催していただき、医師配置加算は 2 人以上配置の医療機関の評価の要望を、厚労省医療課担当者出席の下おこなった。今回の医師配置加算の増点で、病床稼働の高い医療機関では医師給与の 1/2 程度は賄えることが出来るのではないかと考える。

③ 看護配置加算、④ 夜間看護配置加算、⑤ 看護補助配置加算については、ほぼ満額の増点を頂けた。

⑥ 医師事務作業補助体制加算は、これまで病院にしか認められていなかったが、今回有床診療所入院基本料および有床診療所療養病床入院基本料に初めて新設された。ただ残念ながらその施設基準が厳しく(例えば 50 対 1 の場合、重症緊急搬送入院患者数年間 100 名以上)、有床診療所ではごく限られた医療機関しか算定出来ていない状況である。これまでの施設基準は急性期病院を想定した基準であり、有床診療所に即した施設基準の設定を要望していたが、厚労省からは、今回は地域包括ケア病棟や精神病院なども含めて算定できる施設を増やすことを第一と考え、施設基準については今後評価の見直しを行っていきたいとの返事をいただいている。

今回の診療報酬改定で、全国有床診療所連絡協議会が日医と厚労省保険局医療課に提出した 10 項目の要望の内 6 項目もの高勝率の成果を上げることができたのは、今改定の重点項目であった「医師等の働き方改革の推進」と「医療機能の分化・強化・連携と地域包括ケアシステムの推進」に即した要望を挙げたことが好結果をもたらした面もあるが、やはり鹿子生会長、葉梨最高顧問はじめ関係各位による自民党議連などの多方面への働きかけの賜物であるのは間違いないと考える。

全国有床診療所連絡協議会常任理事(診療報酬担当)
正木 康史

全国有床診COVID-19経営影響調査

全国有床診連絡協議会常任理事
木村 丹

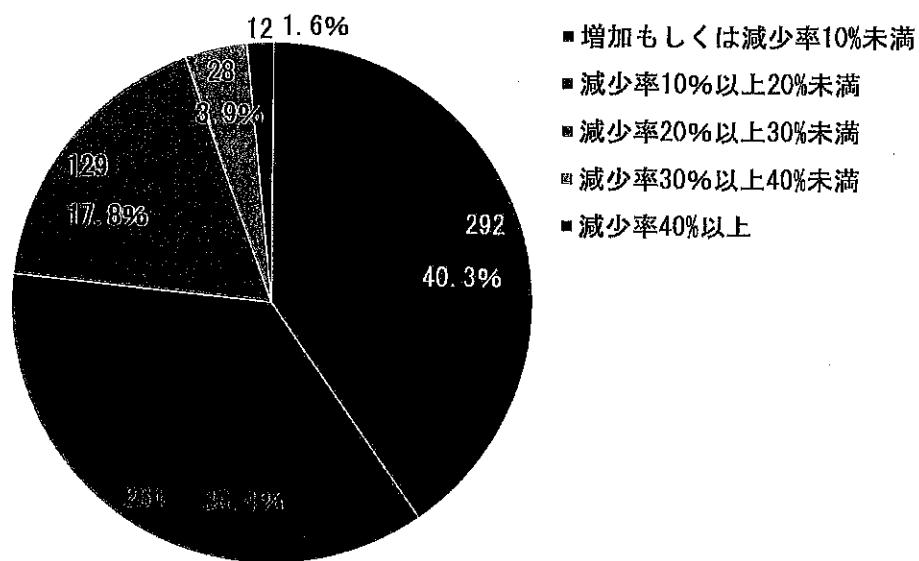
方法と結果

- 記名アンケート調査
- 回答施設845施設
 - 解答率 36.6%

有床診療所に対する新型コロナ禍アンケート調査

全国有床診療所連絡協議会常任理事
木村 丹

新型コロナ禍の外来患者数への影響



まとめ

- ・医業運営に影響を与えると考えられる20%以上の外来患者が減少した有床診療所は全体の約60%であった。有床診療所においては5月から8月間の経営状況は極めて厳しいものと考えられる。
- ・入院報酬が5%以上減少した施設が全体の約60%を占めた。有床診療所の入院部門はベッド数の関係から採算性が悪く赤字化しているところが多い。その中の5%以上の報酬減は外来収入が減っているなか、深刻な影響を与えている可能性が高い。
- ・診療報酬の平均減少額は外来で約763万円、入院で621万円であった。施設によっては1億円以上の減少となっている施設があり、経営状況の厳しさがうかがえる。
- ・新型コロナ禍にて病床閉鎖となった施設は一過性の施設を含めて64施設に及んだ。恒久的に病床閉鎖となった施設は35施設であり、回答のあった施設の約5%が病床閉鎖に追い込まれていた。
- ・COVID-19感染症に対して何等の取り組みを検討している施設は321施設45.1%であった。積極的に取り組む施設も70施設（約10%）あり、有床診療所が地域医療体制の維持に対して働きかけを行いつつある姿勢が伺われる。

全国有床診療所連絡協議会会則(案)

R2年度~

第1章 名 称

第 1 条 本会は全国有床診療所連絡協議会と称する。

2 本会は各都道府県に各都道府県有床診療所協議会を設ける。

第2章 目的と事業

(目的)

第 2 条 有床診療所が互いに強い連携をもって、その発展と健全運営をはかり、医師と地域の人々との良い関係を今後も堅持し、日本医師会と協力して研修を積みながら、地域の医療に貢献することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は第2条の目的を達するため、次に掲げる事業を行なう。

- (1) 総会・研究会等の開催に関する事項
- (2) 日本医師会との連携及び協力に関する事項
- (3) 会誌発行に関する事項
- (4) 情報の収集、調査、研究、広報に関する事項
- (5) 有床診療所の管理運営及び施設の改善向上に関する事項
- (6) 地域医療の向上と地域の保健・福祉・介護の充実に関する事項
- (7) 電子媒体による啓発活動と、会員への情報伝達に関する事項
- (8) その他目的達成上必要な事項

第3章 会 員

(会員資格)

第 4 条 会員は有床診療所の開設者及びその施設の勤務医師、あるいは日本医師会会員であつて本会の目的に賛同する医師とする。

(入会・退会)

第 5 条 次の各項に該当する者は本会会員となる。

- (1) 各都道府県有床診療所協議会会員。
 - (2) 都道府県有床診療所協議会が未設立の都道府県においては、会員資格を有し入会を希望する者。
- 2 次の各項に該当する会員は本会を退会したものとみなす。
- (1) 各都道府県有床診療所協議会を退会したとき。
 - (2) 会員たる資格を喪失したとき。

(年会費・臨時会費)

第 6 条 会員は役員会の議を経て定めた年会費を納入しなければならない。

- 2 会長は緊急やむを得ない事情ありと認めたときは、役員会の承認を経て臨時会費を徴収することができる。
- 3 ただし、特別な事情の申し出がある者に対しては、役員会の議を経てその額を減免することができる。

(戒告又は除名)

第 7 条 会員が本会の名誉を毀損し、又は目的達成に反するような行動があったときは、会長は役員会の議決を経て戒告又は除名することができる。

第4章 役 員

(役員の種類)

第 8 条 本会に次の役員を置く。

| | |
|---------|------------------------|
| 会 長 | 1 名 |
| 副 会 長 | 若干名 |
| 常 任 理 事 | 若干名 |
| 理 事 | 各都道府県有床診療所協議会から 1 名とする |
| 監 事 | 2 名 |

(役員の選出)

第 9 条 会長は、役員会において本会員の中から選出する。

- 2 副会長は、本会会員の中から会長が指名する。その順位は会長が決定する。
- 3 常任理事は、ブロック選出常任理事及び、会長指名による専務理事並びに若干名の会務担当常任理事とする。
ブロック選出常任理事は、施行規則に定める全国 7 ブロックより、それぞれのブロック協議会の協議によって、当該ブロック協議会所属会員より選出する。
その定数は、会員数 300 名につき 1 名とし、会員数が 300 名未満の端数を生じた場合には、150 名を超えるときのみ定数に 1 名を加えることとする。
300 名以下のブロックは 1 名とする。
- 4 理事は、それぞれの各都道府県有床診療所協議会の協議によって、当該協議会所属会員より 1 名を選出する。
なお、理事はブロック選出常任理事あるいは会長指名常任理事を兼ねることができる。
- 5 監事の選任は総会でこれを行なう。会長は監事の内 1 名を常任監事とする。
- 6 会長は本会会員の中から最高顧問を指名することができる。
- 7 会長・副会長及び最高顧問は常任理事とする。
ブロック選出常任理事が会長あるいは副会長に就任した場合には、当該常任理事の後任補充は、原則として行わないものとする。
- 8 選出された全ての役員は総会での承認を得るものとする。

(役員の職務)

第 10 条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 専務理事は会務を掌理し、会長・副会長とともに事故ある時は、その職務を代行する。
- 4 常任理事は常任理事会を組織し、会務を執行する。
- 5 理事は役員会において、次に掲げる事項を処理する。
 - (1) 常任理事会の会務執行内容の確認
 - (2) 定期総会議案の承認

- (3) 会長の選出
 - (4) 名誉会長・顧問及び参与の選任
 - (5) 年会費と臨時会費徴収の決定
 - (6) 会員の戒告又は除名の決定
 - (7) 委員会の設置
 - (8) 会則施行規則の変更や追加の承認
- 6 理事は役員会における報告や決定事項を、速やかに各都道府県有床診療所協議会会員に伝達する任を負う。
- 7 監事は本会の会計財産及び会務執行の状況を監査する。

(役員の任期)

- 第11条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 役員は任期満了後であっても、後任者が就任するまではその職務を行なわなければならない。
 - 3 役員に欠員を生じた場合は、必要に応じて補欠者を選出する。補欠による就任役員承認は、総会までの期間は常任理事会によるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

第5章 名誉会長・顧問及び参与

- 第12条 本会に名誉会長・顧問及び参与を置くことができる。本会の目的達成のため必要であると認めた者の中から、役員会の承認を経て会長が委嘱する。
- 2 名誉会長・顧問及び参与は、会長の要請により会議に出席して意見を述べることができる。
 - 3 その任期は、委嘱した会長の任期と一致するものとするが、再任を妨げない。

第6章 会 議

(会議の種類)

- 第13条 会議は総会、役員会、常任理事会及び委員会とする。

(定期・臨時総会)

- 第14条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 2 定期総会は毎年1回開催するものとし、各都道府県の持ち回りとする。定期総会会長は開催都道府県医師会長、又は当該都道府県の有床診療所協議会会長が当たり、定期総会運営の一切を主管する。
 - 3 総会議長は開催都道府県の有床診療所協議会役員がこれに当たる。
 - 4 本会会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の希望があれば臨時総会を開くことができる。この臨時総会の会長は本会会長が務め、臨時総会議長は総会出席会員の中から選出する。

(総会の議決・報告事項)

- 第15条 次に掲げる事項は、総会で議決又は報告をすることとする。

- (1) 会則の変更
- (2) 役員の選任

- (3) 収支予算及び決算
- (4) 事業計画
- (5) 役員会で議決された年会費と臨時会費
- (6) 庶務事業報告
- (7) その他重要な事項

2 総会の議事は出席者の過半数の同意を得て決する。

(役員会・常任理事会)

第16条 役員会は会則第8条の本会役員によって構成する。

第17条 役員会及び常任理事会は会長が召集する。

2 役員の半数以上が希望すれば、会長は役員会を開催しなければならない。

3 何らかの理由で役員会の開催が困難な場合には、常任理事会をもって代行する。

役員会の開催が困難な場合の決定は会長が行う。

第18条 役員会及び常任理事会には、会長の承認を得て、会員又は会員以外の者の出席を認める。当該出席者は、議長の許可を得て意見を述べることが出来るが、議決権は有しない。

(委員会)

第19条 会長は、事業達成のため必要な委員会を、役員会の承認を経て設置し、その委員会を構成する委員を会員又は会員以外の者に委嘱することができる。

2 その任期は、当該委員会の任務が終了したとき、又は委嘱した会長の任期と一致するものとするが、再任を妨げない。

第7章 事務局

第20条 本会の会務の円滑かつ迅速な処理を図るため、事務局を設置する。

事務局は当分の間、福岡県福岡市中央区鳥飼3丁目16番12号 キャッスル城西602号室内に置く。

第8章 雜則

第21条 本会則を施行するために必要な規則を別に定める。施行規則の変更や追加は役員会の承認を得ることとする。

付 則

本会則は昭和63年8月28日より制定施行する

平成2年8月5日 改正

平成4年5月31日 一部改正

平成16年7月31日 一部改正

平成19年7月28日 改正 平成20年4月1日より施行する

平成20年8月2日 一部改正

平成22年7月31日 改正 本会則から施行細則を分けて、別に全国有床診療所連絡協議会会則施行規則として設定する

平成24年7月28日 一部改正

平成28年7月30日 一部改正

平成30年7月28日 一部改正

令和2年10月11日 一部改正

新執行部(案)

任期：令和2年度より2年間

| | | | |
|------|--|--|------------|
| 会長 | *齋藤義郎(徳島県) | | |
| 最高顧問 | *鹿子生健一(福岡県) | | |
| 副会長 | 小林 博(岐阜県) *小原紀彰(岩手県) | 河野雅行(宮崎県) | *猿木和久(群馬県) |
| 専務理事 | 松本光司(福岡県) | | |
| 常任理事 | 鈴木伸和(北海道) 小川郁男(埼玉県) 西城英郎(三重県) 正木康史(山口県) 長谷川宏(長崎県) | | |
| | *小玉弘之(秋田県) *大場正二(茨城県) 市橋研一(兵庫県) *平尾 健(広島県) 松原三郎(熊本県) | 長島 徹(栃木県) 前田津紀夫(静岡県) 木村 丹(岡山県) *森 俊明(徳島県) | |
| 広報担当 | 原 速(福岡県) | | |
| 監事 | ※総会で選出 | | |

| | | | |
|------|-------------------------|--|--|
| 名誉会長 | *葉梨之紀(神奈川県) | | |
| 参与 | 大岩俊夫(福岡県) 八田喜弘(福岡県) | | |
| 顧問 | 海江田健(鹿児島県) 高橋 洋(熊本県) | | |
| 顧問 | 野田 肇(衆議院議員) | | |

* 新任

資料6-2

全国有床診療所連絡協議会 役員名簿 (案)

令和2年10月11日現在

| | 氏名 | 〒 | 住所・医療機関名 | 電話番号 | FAX番号 |
|----------------|-------|----------|------------------------------------|--------------|--------------|
| 会長 | 齋藤 義郎 | 772-0012 | 徳島県鳴門市撫養町小桑島字前浜217 齋藤整形外科 | 088-685-5811 | 088-685-6823 |
| 最高顧問 | 鹿子生健一 | 818-0125 | 福岡県太宰府市五条3-4-14 鹿子生整形外科医院 | 092-925-1222 | 092-928-3132 |
| 副会長 | 小林 博 | 509-0135 | 岐阜県各務原市鶴沼羽場町3-173 小林内科 | 058-370-5577 | 058-370-5494 |
| | 河野 雅行 | 880-0121 | 宮崎県宮崎市大字島之内7309 河野整形外科医院 | 0985-39-3313 | 0985-39-3314 |
| | 猿木 和久 | 370-3573 | 群馬県前橋市青梨子町178 さるきクリニック | 027-210-7171 | 027-210-7115 |
| | 小原 紀彰 | 025-0091 | 岩手県花巻市西大通り2-22-15 小原クリニック | 0198-22-3833 | 0198-22-4480 |
| 専務理事 | 松本 光司 | 810-0034 | 福岡県福岡市中央区笹丘1-34-2 松本整形外科医院 | 092-781-6085 | 092-714-6835 |
| 常任理事 | 鈴木 伸和 | 006-0816 | 北海道札幌市手稲区前田6条7-1-12 ていね泌尿器科 | 011-695-1100 | 011-695-3181 |
| | 小玉 弘之 | 018-1401 | 秋田県湯上市昭和大久保字街道下96-2 南秋田整形外科医院 | 018-877-7112 | 018-877-7114 |
| | 大場 正二 | 310-0841 | 茨城県水戸市酒門町275-3 大場内科クリニック | 029-304-0111 | 029-304-1208 |
| | 長島 徹 | 327-0501 | 栃木県佐野市葛生東1-10-27 長島医院 | 0283-84-1108 | 0283-85-3004 |
| | 小川 郁男 | 350-2203 | 埼玉県鶴ヶ島市上広谷8-15 鶴ヶ島耳鼻咽喉科診療所 | 049-286-3387 | 049-286-3388 |
| | 前田津紀夫 | 425-0076 | 静岡県焼津市小屋敷214-1 前田産科婦人科医院 | 054-626-8603 | 054-626-8535 |
| | 西城 英郎 | 513-0042 | 三重県鈴鹿市長太旭町4-23-23 西城外科内科 | 059-385-5511 | 059-385-6313 |
| | 市橋 研一 | 658-0013 | 兵庫県神戸市東灘区深江北町5-7-15 市橋クリニック | 078-411-0619 | 078-451-1163 |
| | 木村 丹 | 701-0304 | 岡山県都窪郡早島町早島1469 木村医院 | 086-482-0028 | 086-480-1160 |
| | 平尾 健 | 731-5125 | 広島県広島市佐伯区五日市駅前1-11-39平尾外科整形外科クリニック | 082-921-3161 | 082-921-6236 |
| | 正木 康史 | 740-0018 | 山口県岩国市麻里布町5丁目3-12 マサキ外科肛門科 | 0827-22-0088 | 0827-22-8877 |
| | 森 俊明 | 770-8007 | 徳島県徳島市新浜本町3丁目4-34 新浜医院 | 088-662-5577 | 088-662-5975 |
| | 長谷川 宏 | 851-2211 | 長崎県長崎市京泊3-30-17 長谷川医院 | 095-850-2000 | 095-850-3843 |
| | 松原 三郎 | 862-0920 | 熊本県熊本市東区月出5-3-15 松原リハビリテーションクリニック | 096-214-0551 | 096-214-0651 |
| 広報担当 | 原 速 | 811-0112 | 福岡県柏原郡新宮町下府1-3-5 原外科医院 | 092-962-0704 | 092-962-2899 |
| (東 北) | 下田 肇 | 036-8093 | 青森県弘前市城東中央4-1-3 下田クリニック | 0172-27-2002 | 0172-28-0056 |
| | 齋藤 修 | 015-0075 | 秋田県由利本荘市花畠町2-32-1 本荘整形外科 | 018-428-0288 | 018-424-0388 |
| | 新妻 和雄 | 960-8032 | 福島県福島市陣場町9-18 新妻産婦人科 | 024-533-1103 | 024-533-1546 |
| (関 東) (甲信越) | 竹村 克己 | 322-0029 | 栃木県鹿沼市西茂呂4-46-3 竹村内科腎クリニック | 0289-60-7577 | 0289-60-7578 |
| | 加藤祐之助 | 371-0014 | 群馬県前橋市朝日町1-13-12 加藤外科内科医院 | 027-243-5169 | 027-223-3149 |
| | 吉田賢一郎 | 299-4501 | 千葉県いすみ市岬町椎木470 吉田外科内科医院 | 0470-87-5835 | 0470-87-5836 |
| | 玉城 嘉和 | 245-0065 | 神奈川県横浜市戸塚区東俣野町911 リラクゼーションクリニック | 045-854-2234 | 045-854-2262 |
| | 小俣 二也 | 401-0013 | 山梨県大月市大月1丁目17-23 富士厚生クリニック | 0554-22-1450 | 0554-23-2540 |
| | 塙田 修 | 386-0002 | 長野県上田市住吉322 上田腎臓クリニック | 0268-27-2737 | 0268-23-0129 |
| | 徳永 昭輝 | 950-0932 | 新潟県新潟市中央区長潟837-1 とくなが女性クリニック | 025-286-4103 | 025-286-4107 |
| (中 部) | 杉木 繁隆 | 930-0108 | 富山県富山市本郷2378-6 すぎき整形外科 | 076-436-5100 | 076-436-7735 |
| | 森下 裕 | 920-0910 | 石川県金沢市矢木1-96 森下整形外科医院 | 076-249-0102 | 076-249-0103 |
| | 笠原 章 | 915-0094 | 福井県越前市横市町6-3 東武内科クリニック | 0778-21-1155 | 0778-21-1078 |
| | 渕本 晃司 | 418-0005 | 静岡県富士宮市官原88-6 富士宮中央クリニック | 0544-22-6675 | 0544-22-6776 |
| (近畿) | 神野 佳樹 | 522-0063 | 滋賀県彦根市中央町3-73 神野佳樹 | 0749-22-6216 | 0749-26-6345 |
| | 辻 輝興 | 646-0036 | 和歌山県田辺市上屋敷3-11-14 外科内科辻医院 | 0739-22-0534 | 0739-22-0538 |
| (中 国) (四 国) | 米川 正夫 | 683-0853 | 鳥取県米子市両三柳880-1 消化器クリニック米川医院 | 0859-29-1170 | 0859-24-0237 |
| | 櫻井 照久 | 699-0402 | 島根県松江市穴道町白石129-1 こなんホスピタル | 0852-66-0712 | 0852-66-0711 |
| | 秋山 正史 | 710-0133 | 岡山県倉敷市藤戸町藤戸1573-1 藤戸クリニック | 086-428-8572 | 086-420-0809 |
| | 石井 哲朗 | 737-0145 | 広島県呉市仁方西神町6-13 石井外科診療所 | 0823-79-5601 | 0823-70-2003 |
| | 桜村 雅典 | 761-8076 | 香川県高松市多肥上町718-1 かしむら内科医院 | 087-889-7760 | 087-889-7769 |
| | 相原 忠彦 | 790-0924 | 愛媛県松山市南久米町550-1 相原整形外科 | 089-970-0222 | 089-970-0505 |
| | 福田 善晴 | 780-0023 | 高知県高知市東秦泉寺67-1 福田心臓・消化器内科 | 088-822-1122 | 088-822-1149 |
| (九 州) | 枝國源一郎 | 840-2202 | 佐賀県佐賀市川副町早津江265 枝國医院 | 0952-45-1521 | 0952-45-7539 |
| | 吉賀 攝 | 874-0042 | 大分県別府市鉄輪東6 吉賀循環器内科 | 0977-66-0115 | 0977-66-8523 |
| | 仮屋 純人 | 885-1103 | 宮崎県都城市上水流町2348 仮屋医院 | 0986-36-0521 | 0986-36-2911 |
| | 林 芳郎 | 899-6102 | 鹿児島県姶良郡湧水町中津川498 林内科医院 | 0995-75-2047 | 0995-75-3478 |
| | 玉城 信光 | 901-0154 | 沖縄県那覇市赤嶺2-1-9 那覇西クリニック | 098-858-5557 | 098-858-5552 |

| | | | | | |
|------|-------|----------|------------------------------|--------------|--------------|
| 名誉会長 | 葉梨 之紀 | 243-0402 | 神奈川県海老名市柏ヶ谷719-4 葉梨整形外科 | 0462-32-8500 | 0462-34-0279 |
| 参 与 | 井戸 俊夫 | 700-0975 | 岡山県岡山市北区今7-23-25 井戸外科内科医院 | 086-241-0041 | 086-244-1558 |
| | 大岩 俊夫 | 811-3112 | 福岡県古賀市花見東2-1-5 大岩外科医院 | 092-942-6231 | 092-943-2530 |
| | 八田 喜弘 | 814-0032 | 福岡県福岡市早良区小田部4-7-13 八田内科医院 | 092-843-4711 | 092-843-4756 |
| | 高橋 洋 | 864-0001 | 熊本県荒尾市原万田815-2 高橋整形外科医院 | 0968-64-1311 | 0968-63-2251 |
| | 海江田 健 | 890-0008 | 鹿児島県鹿児島市伊敷5丁目18-2 海江田外科 | 099-229-2753 | 099-220-4363 |
| 顧 問 | 野田 肇 | 100-8982 | 東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第2議員会館303 | 03-3508-7415 | 03-3501-7538 |

令和2年度 事業計画（案）

昨年末に中国武漢から発生した新型コロナウイルス感染症は全世界のパンデミックを引き起こした。日本においてもいまだ全国的に感染確認例が増えており、医療崩壊が危惧されている。また高齢者が医療機関への通院を避けることで、患者減から各医療機関の経営が急速に悪化している。さらに、記録的な大雨や河川氾濫などの自然災害も相次いでいる。

このような未曾有の状況においても、我々は少子高齢社会における地域医療の担い手として、日本医師会・都道府県医師会と連携しつつ国民の健康と生命を守る努力を続けなければならない。

その為に、今年度特例的に以下の事業を行う。

1. 新型コロナウイルス感染症に関して、有床診療所に必要な感染対策について検討し、必要な物品を支援する。
2. 有床診療所経営状態の調査を行い、状況に応じ必要な支援を行う。
3. 各地の災害の被害を把握し、必要な支援を行う。